

たばこの健康影響の歴史と、喫煙対策変遷について

たばこは嗜好品ですが、1950年以降の研究で指摘され、WHO（世界保健機構）、米国及び英国からは多くの喫煙勧告が出て、WHOは健康保持目的に1989年から5月31日を世界禁煙デーとし、禁煙防止策の対象者を妊婦、青少年、医療関係者等とした。

先進国中心に喫煙防止教育の充実、広告規制、たばこ包装警告表示義務付け、若年者喫煙防止対策、公的な場所の禁煙規制等各種対策が進められた。

平成14年健康増進法で学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、百貨店等多数の者が利用する施設管理者に、受動喫煙防止を義務付ける防煙対策、平成22年10月国民健康を守るため、たばこ価格が大幅に値上された。

たばこの煙には発がん性化学物質が200種を超え、喫煙者は肺・膀胱・食道がん等の種々のがん、心筋梗塞等の心疾患、慢性気管支炎や肺気腫等の閉塞性肺疾患、胃・十二指腸潰瘍等の消化器疾患、その他あらゆる疾患の危険性が増大、妊婦は、低出生体重児、早産、妊娠合併症の危険性が高まるとされる。

受動喫煙でも、喫煙者と同様の結果とされる。

当施設は職員数30数名程で、受動喫煙の社会情勢等を考慮しながら、館外に2カ所（在園者専用と職員専用）喫煙場を設置しています。

そんな中、埼玉県では2019年6月に受動喫煙防止対策実施施設等認証制度がスタートして、当施設では6月に申請し、7月8日付で認証を受けることができました。

また、2018年7月に成立した健康増進法の一部改正する法律では、第一種施設（病院・診療所、薬局、学校・保育園・幼稚園、認定こども園・児童福祉施設、行政機関の庁舎等）は敷地内禁煙と定められており、2019年7月1日に施行される。

但し、がん診療拠点病院等の申請、禁煙外来（ニコチン依存症管理料）の施設基準の申請ほど完全な敷地内禁煙ではなく、喫煙場所の設置基準（①禁煙をすることができる場所が区画されていること。②喫煙をすることができる場所がある旨を記載した標識を掲示すること。③その施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。）を満たす場合、屋外に喫煙場所を設置することも可能です。

2020年4月1日からは、その他の施設（第二種施設）は飲食店以外のオフィス・事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送・事業船舶・鉄道、その他すべての施設では、原則屋内禁煙です。

飲食店のみなさんは、次の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。（①2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか ②資本金又は出資の総額が5,000万円以下ですか ③客席面積は100㎡以下ですか）1つでも「いいえ」の場合 屋内禁煙か喫煙専用室設置 すべて「はい」の場合 加熱式たばこ専用の喫煙室設置か経過措置としての選択可で、20歳以下の者を立ち入り禁止とし、店内での喫煙可とする。このように、喫煙に対する規制する法律が段階的に施行されることになった。